

東京都図書館協会報

No. 87 2007年6月

—平成18年7月5日（水）講演会要旨—

機関リポジトリの取り組み

—大学からの学術情報発信支援—

国立情報学研究所 開発・事業部コンテンツ課長
尾城 孝一

ただいまご紹介をいただきました、国立情報学研究所の尾城と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は、「機関リポジトリの取り組み—大学図書館からの学術情報発信—」ということで、1時間程度、お話をさせていただきたいと思います。

最近、大学図書館を中心として、注目を集めつつある「機関リポジトリ」について、まず、現状と課題を中心としてお話をいたします。併せて、私ども国立情報学研究所の支援活動につきましても、お話をさせていただきたいと考えております。

本題に入ります前に、NII(国立情報学研究所)のミッションについて、簡単に触れておきたいと思ひます。NIIのミッションは、大きく分けて二つあります。1つは、情報学の総合的な研究、開発、教育を行う研究教育。2つ目は、学術情報の流通のための基盤整備という事業ということになります。この研究と事業という2つの使命を、我々は持っています。この2つをいわば車の両輪として、有機的に連携させながら推進して行く。これが国立情報学研究所の大きな特徴であります。

私が所属している開発・事業部は、この両輪のうちの事業展開に責任を持つということになります。事業に関してさらに詳しく見て行きますと、現在、大きく3つの柱を立てて、学術情報流通のための基盤整備を行っております。1つが、サイネット、スーパーサイネットなどのネットワークです。学術情報を流

通させるために、そのナショナルインフラとしてのネットワークの構築・運用ということを行っております。2つ目が、今日お話するテーマと密接に関連してくる学術コンテンツに関する整備運用事業です。3つ目が、講習会、研修等を通じて、人の育成を行うIT人材研修事業です。

たとえて言うならば、まず、ネットワークという道路を作る。そして、その上を走るコンテンツという車を整備する。さらに、その車を運転するドライバー、人も育てて行く。こういった事業を総合的に展開しているのが、NIIの開発・事業部ということになります。

それでは、今日の本題である「機関リポジトリの取り組み」に入っていきます。

機関リポジトリとは

機関リポジトリとは何か。これまでに、さまざまな定義が提案されています。例えば、クリフォード・リンチは、「大学とその構成員が創造したデジタル資料の管理や発信を行うために、大学がそのコミュニティの構成員に提供する一連のサービス」と定義しています。「単独あるいは複数の大学コミュニティの知的生産物を補足し、保存するデジタルコレクション」という定義もあります。簡単に言ってしまうと、大学等の学術研究機関において生み出された、いろいろな学術情報、電子的な学術コンテンツを集めてきて、蓄積・保存し、公開するためのインターネット上のサーバが機関リポジトリである、と考えてよろしいかと思ひます。

では、学術機関は何のために機関リポジトリを設置するのか。設置目的について、考えてみたいと思ひます。

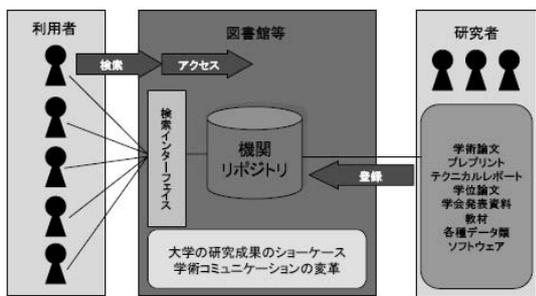
こうしたシステムを設置する目的として、まず大学の研究成果のショーケースとしての役割を担うと

いう目的が考えられると思います。近年、大学に対して、教育や研究の成果を外に見せていくことが求められています。教育・研究活動の透明性というのが、これまで以上に強く社会から要請されており、機関リポジトリというシステムを作って、そこに学内で作られたいろいろな研究成果、コンテンツを集約して、そこから情報発信をしていく。そのことによって、研究成果を社会へ還元することができる。つまり大学としての説明責任を果たすことができるということになります。それと同時に、研究機関としての大学の知名度を上げる効果もあると言われております。

次に、学術コミュニケーションシステムの変革という観点から機関リポジトリを眺めることができます。機関リポジトリが各大学に普及し、そこに学術論文がどんどん蓄積されていく。利用者はそれを無料で自由に使うことができる。そういう仕組みができあがれば、商業出版社がほとんど独占しているような状態にある現在の学術コミュニケーションのシステムを変えて行く可能性があると言われております。これが2つ目の設置目的ということになります。

機関リポジトリの仕組みについて説明いたします。

機関リポジトリの概念図



各大学で、図書館が中心となって、リポジトリというシステムを立ち上げ、その維持管理を行っていく。研究者の皆さんは、自らが生産したさまざまな研究成果をリポジトリに登録する。基本はセルフアーカイビングですから、自分で登録してもらおう。一方、利用者は、機関リポジトリのインターフェイスを通じて、蓄積されたさまざまなコンテンツを検索し、実際にその中身にアクセスすることができます。論文ですと、本文が閲覧できる。こういった仕組みを用意してあげると、それが大学にとって、研究成果

のショーケースとしての役割を果たすこととなります。それと同時に、学術コミュニケーションの変革にも役立つ、これが機関リポジトリの基本的なイメージということになります。

機関リポジトリの現状

続いて、機関リポジトリの現状と課題ですが、現在、世界中に一体どれくらいの数のリポジトリが存在しているのか。正確な数を把握するのは簡単ではありませんが、あるディレクトリには、平成18年6月20日時点で、700を超える大学等の学術機関の機関リポジトリが登録されています。割合としては、ヨーロッパが一番大きく、アジアはまだ全体の8%しか占めていない。日本からは、15のリポジトリがこのディレクトリに登録されています。

[<http://archives.eprints.org/>]

ここで日本の状況を少々見ておきたいと思います。国立大学図書館協会は、数年前から、機関リポジトリに注目しております。平成15(2003)年にまとめた、「電子図書館の新たな潮流」というレポートの中で、「学術機関リポジトリによる学内学術情報の発信強化」という章を設けて、機関リポジトリを大きく取り上げています。

それから、平成17(2005)年度に、この協会の中に学術情報委員会という委員会が設置されましたが、その下に「デジタルコンテンツプロジェクト」を立ち上げまして、機関リポジトリに関する調査を精力的に進めています。また、日本国内の学会に対して、著作権に関するアンケート調査なども実施しております。

一方、文部科学省の審議会でも機関リポジトリに関する議論が活発に行われております。平成18年3月にまとめられた『学術情報基盤の今後の在り方について』という報告書の中で、「学術情報基盤としての大学図書館等の今後の整備の在り方について」という章が1つ設けられておまして、その中で機関リポジトリがクローズアップされています。そこには、「各大学の教育研究活動の活性化に資するために、さらに我が国の学術情報の流通促進を図るためにも、各大学は機関リポジトリに積極的に取り組む必要がある」と記されております。

構築と運用の課題

さて、ここからは実際にリポジトリを立ち上げ、それを運用していくにあたっての、いくつかの課題を取り上げてみたいと思います。

まず、各大学でリポジトリの計画を進めるにあたっては、大学としての合意というものを取っておく必要があります。機関リポジトリは、あくまで大学のリポジトリであって、図書館のリポジトリではありません。ですから、図書館だけではなく、学術機関、大学全体を取り込んだスキームというものを最初から用意しておく必要があります。これが、成功の鍵ということになります。

その時に、なぜ機関リポジトリが大学にとって必要なのか、どういうメリットがあるのかといった点につきまして、学内のトップに説明する必要があります。それと同時に、学内の類縁事業、例えば、研究業績データベースや研究評価のデータベースとの連携も当然考えていかなければならない。関連組織との間のすり合わせというのにも必要になってきます。知的財産本部ですとか、産学連携本部などとの調整も不可欠です。

学内の合意形成のモデルについては、ボトムアップ型やトップダウン型がありますが、大学の事情に合わせた形で合意形成を進める必要があります。

次に、システムの構築を進めなければならない。機関リポジトリを立ち上げるためのソフトウェアについては、オープンソースのソフトウェアが世の中に出回っております。DSpace、EPrints、XoonIPsといった無料で使えるソフトウェアがいくつかあります。もちろん商用の、有料のソフトウェアもあります。日本のメーカーが作っているものもいくつかあります。

それから、ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）型のサービスも始まっています。これはいわばレンタルサーバのようなサービスです。自分の大学にサーバを置かずに、メーカーが用意したサーバの一部を借りて機関リポジトリを立ち上げ、それを運用していくという形態のサービスです。

リポジトリという器を用意することと併行して、それをどうやって運用していくか、ガイドラインを作る。これは先ほどお話いたしました設置目的と密接に係わってきます。機関リポジトリの設置によっ

て何をめざすのか。それによって、当然ポリシーやガイドラインも変わってくる。学术论文のオープンアクセスを目指すというのか。あるいはもっと幅広く、学内で生産されたさまざまな種類のコンテンツを対象にするのか。それによって、リポジトリを運用するための指針も異なってきます。

学内の合意を取り、器を用意し、その運用の仕方を決める。ここまでは、どの大学でもそれほど問題なく、スムーズに進めることができると思います。問題はここからでありまして、リポジトリという器をいかにしてコンテンツで満たしていくか。これが非常に難しい。

平成16(2004)年1月にイギリスで行われた調査のレポートによりますと、45の代表的なリポジトリの収録コンテンツ数の単純平均が1,250で、中央値は290に過ぎない。

それから、去年(2005年)のヨーロッパ各国のリポジトリの設置状況を眺めてみますと、機関リポジトリをもつ大学の割合というのは、各国ともかなり高くなっています。例えば、ドイツ、オランダ、ノルウェーなどは100%を超えている。大学の数よりもリポジトリの数の方が多い。おそらく、学部単位で設置しているリポジトリも含まれているので、大学の数よりもリポジトリの数が多いのだと推測されます。いずれにしても、ほとんど100%の大学が機関リポジトリを持っているという国もある。一方、リポジトリ当たりの平均資料数を見てみますと、750に過ぎない。

ということで、機関リポジトリの設置自体は、かなりの勢いで、全世界的に進んでいる。ですが、リポジトリに蓄積される中身ですね、これを充実させていくということは、なかなか大変な仕事であります。これが今後の最大の課題であると言ってもよいかと思います。

では、どうやってコンテンツの充実を図っていけばよいのか。これを考えるには学術コンテンツの作り手、生産者である研究者が機関リポジトリをどう見ているか、それを探っていく必要があります。平成16(2005)年に海外と国内において、研究者の意識調査が実施されております。この国内外2つの調査のポイントを比較してみます。

・過去3年間に少なくとも1つの論文をリポジトリに

登録したことのある回答者は、海外で49%、日本ではそれが20%。

- ・セルフアーカイビングの経験のない回答者の内、オープンアクセスの可能性に気づいていない回答者が、海外で71%、日本で86%に達している。
- ・セルフアーカイビングに関して気になる点としては、著作権の問題、情報不足、登録作業の手間を挙げている研究者が多い。
- ・仮に、雇用者あるいは研究助成金の提供者が、リポジトリへの登録を義務化した場合には、海外の場合、81%の著者が進んで登録すると回答している。日本の場合は、その数は46%に留まっている。
- ・あと、これは直接リポジトリには関係はしていませんが、国内外ともに、かなりの数の研究者が学術論文を探すために、Googleを使っている。

以上のような結果が出ております。

この調査結果を見ますと、機関リポジトリに関する認知度というのは、日本の方が全般的に低い。それから機関リポジトリに登録する時の問題点としては、著作権の問題がやはり大きい。なんらかの形で外からの強制力が働くと登録が増えそうだ。こういった点を2つの調査結果から読取ることができるのではないかと思います。

この調査結果と、既にリポジトリを運用している大学の経験なども踏まえて、どうすればセルフアーカイビング、登録を促進することができるのか、について少々考えてみたいと思います。

最初に、登録を阻む壁は何か、ということを考えてみます。1つ目は、インセンティブが欠如している。どういうメリットがあるのか良く分からない。登録しなくても何のペナルティもない。2つ目が登録行為に対する抵抗感。要するに、手間がかかる。時間が無い。暇が無い。3つ目が、著作権に関する懸念。特に、学術雑誌に掲載された論文の場合、基本的に著作権が出版社あるいは学会に丸ごと譲渡されてしまっている。だから自分には登録する権利がないのではないかと。これらが考えられる障壁であります。

次に、こういった障壁を乗り越えるための方策を考えてみますと、まず、インセンティブの欠如に関しては、機関リポジトリにコンテンツを登録することのメリットを、いろいろと強調しておく必要があ

ります。

これがアメに当たるとすれば、ムチの方は、登録を義務化してしまうことです。海外には、義務化している大学が既にいくつかあります。例えば、オーストラリアのクイーンズランド工科大学のポリシーを見てみますと、大学の構成員が公にした研究成果というものは、原則として全部、図書館が運営するEプリント・リポジトリに登録しなければならないとなっております。このEプリント・リポジトリというのが、機関リポジトリに当たります。それから助成団体。研究助成団体の中にも、助成金によって作られた研究の成果については、それを全てリポジトリに登録し、無料で公開することを義務付ける団体もいくつか出てきています。

それでは、大学での義務化がどういった効果を持つか。義務化したクイーンズランド工科大学のコンテンツの伸びを調べてみますと、実際に登録された論文の数が、本来登録されるべき論文の推定数を越えた伸びを示している。一方、同じくオーストラリアのクイーンズランド大学ですが、こちらは義務化していない。そうすると登録されたコンテンツの数というのも想定値を下回ったまま推移している。ということで、義務化というのはそれなりに効果があると言って良いかと思えます。

次に、登録の手間をどうやって省くかという点についてですが、これにつきましては、簡単に登録できるような画面のインターフェイスを用意する必要があります。それでも先生方は、なかなか自分で登録してくれない。一步踏み込んで、図書館員が代わりに登録をする、代理登録ということを考える必要があるかもしれません。例えば、PDFファイルをメールで図書館の担当者の所へ送ってもらえれば、図書館員がメタデータをつけてリポジトリに登録します、そういうサービスを行っている大学も、国内外にいくつかあります。

最後に著作権に関する問題について見て行きたいと思えます。著作権の問題で一番大きいのが、学術雑誌に掲載された論文の著作権ポリシー、もっと端的に言ってしまうと、自分が論文を投稿した雑誌出版社は、その論文をリポジトリに登録することを許してくれるかどうか。そういった情報を集約して、研究者に提供していく必要があります。海外の雑誌

につきましては、かなり網羅的な調査が進んでおります。その結果をまとめると、94%の雑誌が機関リポジトリへの論文の登録を認めている。こういった情報を積極的に研究者の皆さんへ提供していく必要があります。それによって著作権に関する懸念というものも少しでも払拭していく必要があると考えております。

これは対象が海外で出版された雑誌なのですが、日本の雑誌はどうなっているのか。日本の学術雑誌というのは、ほとんど学会が出している学会誌です。日本の学会の著作権の取り扱いに関する方針というものはどうなっているのか。これがよくわからない。ということで、国立情報学研究所と国立大学図書館協会が平成18(2006)年の1月に調査を行っております。1,731の学会に対して、アンケート調査を行って、有効回答数は710件です。この調査結果の詳細につきましては、下記のURLから参照することができます。

[<http://www.tulips.tsukuba.ac.jp/ir/>]

この調査結果のポイントを3点ご紹介しますと、まず、刊行誌の掲載論文の著作権保有者、これは誰が論文の著作権を持っているかという質問に対して、著作権の全体を学会がもっている、これが66%で一番多い。これは納得できる数字なのですが、その一方で、誰が著作権をもっているか分からないと回答している学協会も全体の11%ある。これは少々困ったことだと思います。

次に、掲載論文をインターネットを通じて公開することについて、認めていますと回答した学会が全体の17%。これはかなり少ない。検討中というのが35%。分からないという回答が29%ある。

ということで、要するに、日本の学会には、まだ機関リポジトリとか、オープンアクセスということについての認識が不足している。著作権に関する方針についても、まだ決まっていないという学会というのが大半を占めている。

機関リポジトリの認知度につきましても、調査時点でまったく知らなかったという学会が、58%で半数以上を占めていました。名前を聞いたことがある程度というのも26%ということで、まだまだ認知度が低いと言ってよいと思います。ですから、先ほど紹介いたしました海外の出版社や学会の数字と比べる

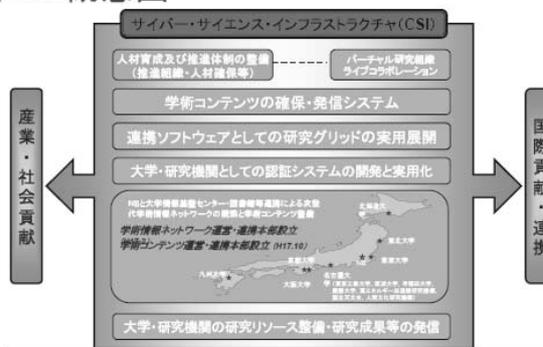
と、日本の国内の状況は、明るくないという印象を受けるわけであります。まずは、広報、啓発活動を行い、機関リポジトリというものに対する理解を得る。そういう地道な活動が求められています。

国立情報学研究所の取り組み

残りの時間をに使わせていただいて、私ども国立情報学研究所の取り組みということで、昨年から展開しております、機関リポジトリの支援活動について紹介をさせていただきたいと思います。

まず、NIIでは、最先端学術情報基盤の構築という文脈の中で、機関リポジトリの構築と、その横の連携を推進していくことを目的とした事業を開始しております。この最先端学術情報基盤、これをCSI: Cyber Science Infrastructureというふうに我々呼んでいますが、これは何かと申しますと、大学や研究機関のサイエンス、研究成果、人、それから研究プロセスそのものを全部ひっくるめて、超高速のネットワークを通じて自在に連携活用し、研究技術開発を促進させるための環境と言ってよいと思います。

CSI概念図



噛み砕いて説明いたしますと、これまで、学術情報の基盤と言いますと、どうしてもネットワークというものが思い浮かぶかと思うのですが、ここで言っているCSIというのは、ネットワークだけではなくて、そこで使われているソフトウェアやミドルウェア、あるいはその上を流れるコンテンツ、それを使って研究活動をする人、こういったものを全部包括した、総合的な学術情報の基盤であると考えています。これをきちんと作っていかないと、これからの我が国の情報関連の国際競争力というのは、どんどん低下していってしまう。ということでわたく

しども国立情報学研究所もこのCSIの構築を研究所の事業の最優先の課題として取り組んでいるところでもあります。

こうした基盤を構築するために、具体的には3つの取り組みを進めております。1つは、ネットワークの整備、2つ目がコンテンツですね、3つ目が情報学の研究連合ということになります。

こういった基盤を構築するための仕掛けとして、まず、組織面での整備を始めておまして、運営・関係本部という大学等から派遣いただいた委員とNIIのメンバーが一体化した運営組織を立ち上げております。現在、ネットワーク系とコンテンツ系の2つの本部が設置されております。その下には、いくつかの作業部会が置かれております。コンテンツの本部の下には、機関リポジトリ作業部会が設置されている。さらに、その作業部会と連動する形で、研究所内には、開発・事業部のなかに開発推進室という組織があって、作業部会、あるいは連携本部に諮るための、企画、立案を行うという体制を整備しています。

このCSIの構築を進めるための具体的な事業として委託事業というもの平成17(2005)年度から開始しております。委託事項の中に、次世代学術コンテンツ基盤の整備拡充という課題が含まれております。これは、具体的には大学の機関リポジトリの構築、それから横の連携を支援するための委託事業ということです。ある程度の予算を用意いたしまして、大学との間に委託契約を結び、大学で機関リポジトリを立ち上げてもらう。平成17年度からこういう事業を開始しております。

平成17年度につきましては、機関リポジトリの構築運用に関するこれまでの実績等を踏まえて、19大学をこちらから選定して、機関リポジトリの構築を委託したという形になっております。平成17年度の活動の成果につきましては、ホームページから情報公開を行っております。

[<http://www.nii.ac.jp/irp/>]

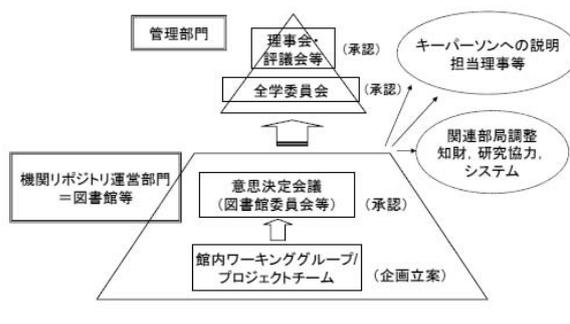
それでは、17年度の委託事業を通じて、どのような成果が得られたか、そのポイントをいくつかの観点からまとめてみました。

まず、リポジトリを設置する目的と、コンテンツ収集方針につきましては、大きく2つのタイプに分

かれます。1つは、オープンアクセス。学術コミュニケーションシステムの変革、こちらを優先する大学というのが、いくつかあります。集めるコンテンツは、学術雑誌に掲載された論文。これを中心に集めていく。もう1つのタイプが、大学からの学術情報発信機能の強化ということで、こちらは論文だけに限らず、教材なども含めて、大学で生み出された研究成果、教育研究成果全般を対象としている。このように、大きく2つに分かれました。

次に、学内の合意を形成していくプロセスなのですが、ボトムアップ型ということで下から上に上げていくタイプが見られる。まず、図書館の中でワーキンググループ等を作って、そういった地道な活動を基にしてボトムアップで学内上層部の合意を取っていくというタイプ。逆に、トップダウン型の大学も存在しています。

合意形成モデル(ボトムアップ型)



続いて、システム構築の手法なのですが、これもオープンソースを使って、ほとんどお金をかけずにリポジトリのシステムを作る、そういう大学もありますし、その一方で、民間のベンダーが提供している市販のパッケージを購入して、それを使ってリポジトリを構築する、こういう大学もあります。

それから、業務運用の体制。これが各大学苦勞しているところなのですが、兼務型というのが主流になっています。既存の係がリポジトリの構築運用の仕事と一緒に兼ねて行く。当然ながら担当者の負担は増えるわけですが、今のところ、このタイプが1番多い。2番目のタイプとして、専任プロジェクト型という方式が存在します。広島大学等で試みられている方法で、機関リポジトリの専任を置いて、業務運用を行う。3番目が、図書館の通常の業務の中に機関リポジトリ関連の仕事も組み込んで行ってい

こうというタイプです。まだ完全に組み込まれているわけではないのですが、図書館の受入ですとか、目録の担当部署がリポジトリについても、コンテンツの受入やメタデータの作成を行う。これは慶應義塾大学で一部試みられている手法です。

広報啓発活動につきましては、1番多いのが集団説明会方式。図書館が説明会を主催するわけですが、なかなか先生方が集まってくれない。ということで直接訪問方式も試みられています。こちらは教授会等に直接出向いて説明をする。あるいは、先生方に直接コンタクトを取って、研究室に出向いてリポジトリについて説明し理解を得る。この直接訪問方式は、当然コストはかかるのですが、効果ははっきりと分かるというメリットがあります。また、直接訪問するという事は、情報発信者としての研究者と、直に接する機会を持てるわけですが、これがリポジトリに限らず、これからの新しい図書館サービスの可能性を考える上で、非常に有益であるという意見も出ております。ただ、直接的に出向いて行って、研究者にコンタクトを取って、リポジトリの意義を説明する、こういう方式を取るときに、アメリカの図書館ですとサブジェクト・ライブラリアンとかファカルティ・リエゾンと呼ばれている主題の専門の図書館員がいて、そういう人たちが学部の先生と一緒に、普段から身近な形で仕事をしているわけですが、日本の図書館の場合は、こういうサブジェクト・ライブラリアンがないので、なかなか大変な仕事になります。

コンテンツの登録作業は、ほとんどの大学で図書館職員が代わりに登録している。研究者自身によるセルフアーカイビングの方式を守ろうとしているのは、19大学中、唯一、東京工業大学だけでした。他の大学では、とにかくファイルさえメールに添付するような形で送ってもらえれば、それを図書館員が代わって登録するという方式を採用しています。しかし、この方式が本当にどこまで維持できるのか、というのが今後の課題になってくるわけです。

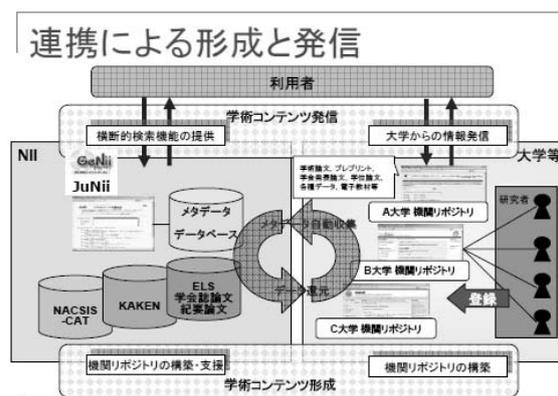
他のシステムとの連携ということでは、学内のいろんな関連するシステム、業績のデータベースとか研究者データベースとか、こういったシステムとの連携というのを試みている大学が見受けられます。また、OCWという教材の無料公開のプロジェクトと

の連携を始めている大学もいくつか存在します。あとユニークなのは、岡山大学の事例なのですが、岡山の県立図書館で「デジタル岡山大百科」というサービスを以前から提供しておりまして、それと連携していこうという試み、いわゆる地域連携ですね、これを始めている大学も出てきている。

それから、機関リポジトリを使ってもらうには、リポジトリの中に蓄積されたコンテンツの可視性を高める必要がある。これをどうやって高めていくか、ということで、各大学さまざまなシステムの工夫を凝らしています。

最後に電子出版との関連についてですが、大学の研究紀要の出版のプラットフォームとして機関リポジトリというものが使えないかということで、早稲田大学や長崎大学では、大学の紀要の電子出版にリポジトリを活用していこうという実験を行っています。それから、慶應義塾大学のように、大学出版会との協力関係を模索している事例もあります。

というわけで、以上のような平成17年度の活動を踏まえて、平成18年度はさらに規模を拡大する形で、機関リポジトリの委託事業を進めております。平成18年度は、きちんと公募という形をとって、透明性を確保した選定プロセスを経て、委託先を決定しております。つい最近、平成18年度の選定結果が出まして、57大学を委託先として選定いたしました。近々、この57大学との共同プロジェクトが始まることとなります。



さて、NIIは具体的にどうやって大学と協力して機関リポジトリの推進を図っていくかということですが、まず、大学側は図書館が中心となって、機関リポジトリを立ち上げ、そこにコンテンツを集約していく。集積されたコンテンツは、大学毎の独自の

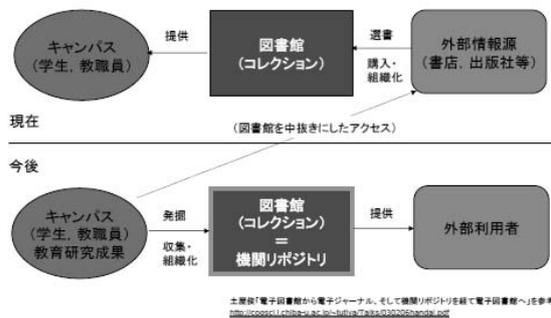
インターフェイスから発信していく。一方NIIは、各大学が設置した機関リポジトリからメタデータを自動的に収集、ハーベスティングしてくる。それに基づいて、メタデータの統合データベースを作って、それを検索できるようにする。各大学の機関リポジトリを横断検索できるサービスとなります。いわば、機関リポジトリのポータル役割を果たすわけです。

それから、委託事業を通じて各大学の機関リポジトリの構築を支援していく。こういった形で、NIIと大学図書館が一体化したような形で、全国的な学術コンテンツの形成と発信のための基盤を整備して行こうと考えております。

ところで、今日の講演の中では、機関リポジトリというのは、図書館が作り、そして図書館が運用することを前提としてお話をしてきましたが、最後に、ではなぜ図書館が主体的に機関リポジトリに関わらなければいけないのか、という問題について考えてみたいと思います。その理由としては、「ほかに図書館がすることがなくなるから」という千葉大学の土屋館長の極めてシンプルな回答が用意されております。学術雑誌は全部電子ジャーナルになり、参考図書、専門図書もすべてが電子化される。検索はGoogleを使ってユーザ自身が行う。レファレンスサービスもいらなくなる。ということで、近い将来、図書館員がやることは、機関リポジトリを作ることだけになる。これは極端な見解でして、その是非はさておき、機関リポジトリを作って、それを維持管理して行く上で、図書館員が持っている経験、知識、技術がどうしても必要になってくる。著作権や学術コミュニケーションを巡るさまざまな問題に関して、大学の中で専門家と言えるのは、図書館員しかいない。それから、データベースの構築ですとか、電子情報の扱いといった技術的なノウハウも結構図書館に蓄積されている。ということで、どうしても図書館の機能というものが必要とされる。それから、機関リポジトリの構築と運用は、これまで図書館がやってきたサービス、これまでの図書館の機能の延長と捕らえることも出来るのではないかと思います。学術情報を収集してきてそれを組織化する。目録を作ったり、分類を行い、それを利用提供する。それと同時に、学術情報の保存の機能も果たしていく。こうして考えてみると、機関リポジトリに関わる仕

事というのは、これまでの図書館の機能の延長線上に位置付けすることができるのではないかと思います。

これからの図書館にとっての意味



これまで、図書館は、書店、出版社等の外部の情報源から、紙の資料を購入することによってコレクションを形成し、それを基にして主に学内の利用者にサービスを提供してきました。しかし、外部の情報源がどんどん電子化され、インターネット経由でアクセスできるようになると、利用者は、図書館を素通りして直接外部の情報源にアクセスして情報を入手できるようになる。こうなると図書館のコレクションというのはどんどん空洞化していくことが予想されます。

こうした電子化、ネットワーク化の進展のなかで、図書館は否応なくコレクション、さらには図書館そのものの役割というか機能について再考せざるをえなくなる。つまり、これまでとは全く逆の流れで、学内で生産された研究成果、教育成果を集めてきて、組織化したものが、これからの時代の図書館コレクションであり、これがつまり機関リポジトリである。もちろん、これは極端な展望ではありますが、電子情報環境下における図書館の新しいコレクション像として、機関リポジトリを位置づけることも可能なのではないかということで、私のお話しは終わりたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

司会：何かご質問がありましたら…。

Q 国士館大学でも似たようなことを、4年前からやっています、一番困ったことが、大学の先生方が自分で書いた本を教材や補助教材で使っていますが、学生達がなかなか購入しなし、授業時にいちい

ち配布するのも面倒なので、リポジトリに登録してほしいという要請がある。この時に、出版物でありますから、雑誌、本に関わらず、いちいち出版社に問い合わせ処理している。出版社は、大学のウェブを調査したが、実態がつかめないの、社で検討中ですということで、返事がなかなか返ってこない。講師は、学会、協会の方は調査されたそうですが、商業出版社については、何か情報をお持ちでしょうか。

A 今のところ雑誌に関しての調査しかしておりません。対象も学会だけです。民間の出版社については、そこまで調査が及んでいません。ですから、本などを登録する場合は、やはり、個別に著作権者を調べ、その保有者から許諾を得るという手続きが必要です。手間はかかりますが、例えば、本の中に含まれる写真などの著作権者は著者とは別の人であることも想定されますので、雑誌の論文などに比べて、より複雑です。本を丸ごとリポジトリに登録するのは、著作権の観点から、大変な作業になるようです。

Q 機関リポジトリに掲載する許可をいただく口実なのですが、外国では、スタンフォード大学では、Googleが870万冊の電子化を行うとか、あるいはマイクロソフトがブリテイッシュライブラリの蔵書の電子化をねらっているといった例がでてきています。しかし、日本では全然そういう動きが出てこない。そこで、何と教員が書いた部分だけ、あるいは、単行本の場合は絶版になっているものについて、何とか許諾を取ろうと努力しているのですが、いろいろと工夫をしていかななくてはいけないと思うのです。結果的には、学協会だけでなく、商用の出版社も巻き込んでいかないと、内容が豊かになっていかないので努力しているのですが、なかなかうまくいかない。

A 学協会から許諾を得るためのノウハウについても、実はまだ、これといった有効な方法が見つかっていないというのが現状です。各大学も試行錯誤しながら、やっているという状況だと思います。先日開催された国立大学図書館協会総会のワークショップの中でも、この機関リポジトリの問題が取り上げられて、やはり著作権をどうやってクリアしていくか、どうやって許諾を取っていくのか、というのが一番の課題であると認識されています。その作業を

個々の大学がやっていたらちがあかない。国立大学図書館協会全体で学協会と交渉して、包括的な許諾を得るような方式が取れないかということで、その可能性を検討していく必要があるという結論になっております。

そういった形で、個々に許諾を得るのではなくて、包括的にこういう条件で、許諾を与えてほしいという交渉をして行くと、ある程度道が開けてくるのかなと思います。ただ、全てこれからですから、当面は手探りでやって行かなければならない。もちろん学会だけでなく、一般の出版社との交渉も今後の大きな課題です。そういう意味では、いろいろな試みを先行してやっていただいている国士館大学の皆さんの経験や苦勞なども教えていただければ、それを皆で共有して、さらに前に進むことができるのではないかと考えております。こうした作業のお手伝いは、NIIとしてもやっていきたいと考えております。

Q 今、他のシステムとの連携ということで、地域の連携、岡山大学の事例のお話がありましたが、その具体的な内容と、連携に至る経緯といえますか、どのような形で、こういう連携が出来るようになったのかを教えていただければ。

A まず、岡山の連携の背景なのですが、聞くところによりますと、岡山大学と県立図書館は、これまでも密接に連携をして、共同でいろいろな活動を行ってきたという背景があるようです。具体的には、岡山県が構築しているデジタル大百科の中に、岡山大学のリポジトリに蓄積されているメタデータをコピーして持って行って、デジタル大百科のインターフェイスから、あわせて検索できるようなシステムを考えていると聞いております。

司会：では、これをもちまして講演終了させていただきます。

平成18年度研究助成交付報告

「公共図書館のための健康・医学分野基本図書及びWEB情報源リスト」作成の中間報告（作成する会）

私たちのグループは、平成18年度の研究助成金(10万円)の交付をいただき、次のような活動をしておりますので報告させていただきます。

現在、日本では巷に各種の様々なメディアによる健康情報が溢れています。

本研究グループは、このような状況の中で市民のためにより確かな健康情報提供サービスをいたすのが、公共図書館での大切な使命と考えています。

そのため、健康情報関連のレファレンス及び資料収集に役立つ健康・医学の分野の図書及びWEBサイトの情報をまとめたコアリストを作成し、公共図書館での健康情報提供サービスの向上に資する考えです。

医学・看護・薬学・医療等の分野の主要な図書、レファレンスブック、学生用の教科書など基本的資料、WEBサイト等の内容を検討し、公共図書館の健康情報サービスに役立つよう資料の要件や特徴を考察し、分野別選定方針と個別の資料・WEBサイトの書誌事項・解題を付しリストにまとめるため、3回にわたりグループメンバー及び医科・看護大学図書館員、病院図書館員と検討・考察を重ねています。

また、病院図書室研究会作成の『患者医療図書サービス』、『臨床研修病院における初期研修参考図書リスト』等を念頭に置き、公共図書館の健康情報サービス提供に最適で時機を得た図書・WEBリストを目下作成しつつあります。

WEB情報リストグループ(50音順)

- 伊藤博（千葉県立東部図書館）
- 金澤淳子（聖路加看護大学図書館）
- 小林順子（浦安市役所） 杉江典子（駿河台大学准教授）
- 杉森弘子（日本図書館協会選定委員）
- 鷹野祐子（東京都神経科学総合研究所）
- 中山康子（東京都立中央図書館）
- 平川裕子（千葉県立衛生短期大学図書館）
- 松本直子（聖路加看護大学図書館）
- 宮田果枝（荒川区立日暮里図書館）
- 牛澤典子（東邦大学医学メディアセンター）
- 松田啓代（鳥取県立図書館） 柚木聖（浦安市立図書館）

【杉森弘子 記】

平成16年度研究助成を受けた公共図書館による医学情報サービス研究グループが翻訳した資料が、日本図書館協会から下記のように刊行されましたので報告します。東京都図書館協会のご助力に改めて感謝申し上げます。

『公共図書館員のための消費者健康情報提供ガイド（JLA図書館実践シリーズ6）』アンドレア・ケニヨン、バーバラ・カシーニ著、野添篤毅監訳、上記研究グループ訳（2007, 4 262p B6判 定価2100円 ISBN978-4-8204-0701-0）

平成18年度研究助成交付報告

『日本児童図書研究文献目次総覧1945-1999』の継続研究及び2000年以降に出版された児童文学に関する研究所の網羅的書誌の作成・編集（児童文学関係文献目録作成委員会）

2006年度の研究助成金を交付していただき、ありがとうございました。

私どもは昨年3月に刊行した『日本児童図書研究文献目次総覧1945-1999』（以下「正編」と記載）のあとに続くべき『日本児童図書研究文献目次総覧2000-2005』（以下「続編」と記載）の編纂作業を目的に、以下の活動を行いましたのでご報告いたします。

- ① 平成18年4月～9月：「続編」に収録すべき児童図書の研究書の選定
- ② 平成18年10月～12月：「正編」に収録できなかった児童図書の研究書の再選定
- ③ 平成19年1月～：収録資料の目次コピーと検索語の選定、書誌事項調査、記入シートの作成、マニュアルの作成、データ入力の実行

目指しておりますのは「正編」のあとを継ぐ目次総覧として、以下のような特色をもつ使いやすい書誌です。

- ◎ 2000年以降に出版された児童文学に関する研究書の網羅的書誌
- ◎ 各研究書の目次から切り出した数万語に及ぶ詳細索引を付し、多角的検索を可能とする
- ◎ 公共図書館や大学図書館でのレファレンスに有効な資料を目指す
- ◎ 冊子体と併せ、CD-ROM版も刊行する

今後は収録資料の目次コピーとデータ入力、索引語の選定、人名典拠の確定、外国人名の原綴調査、索引語の排列、数回に及ぶ点検と校正などの作業があります。

図書館勤務の傍らの編纂作業ですので、「正編」の完成までに9年を要しました。今回の「続編」も5年はかかると思っております。

けれども編纂作業そのものが、新たな発見と先達への敬意に満ちた楽しい道程であることが、前回の経験で分かっております。

焦ることなく地道な作業を継続してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

- 杉山きく子（都立多摩図書館）
- 佐藤苑生（都立中央図書館）
- 千代由利（愛知淑徳大学非常勤講師）
- 西田美奈子（東京都立産業技術高等専門学校品川キャンパス図書館）

平成17年度TLA総会報告

平成18年度東京都図書館協会総会は、平成18年7月5日（水）午後2時から東京都立中央図書館で、出席者26名、委任状提出者464名（定足数346名）で開催された。日本図書館協会塩見昇理事長のご祝辞を披露した後、議長に中央大学名誉教授今まど子氏を選出して、議事が進められた。

1 平成17年度事業及び決算報告

(1) 会の運営

ア 総会

日 時：平成17年7月6日（水）
午後2時～3時

会 場：東京都立中央図書館

出席者：28名 委任状提出者：541名

イ 理事会

第1回 平成17年5月13日（金）

- ・平成17・18年度 役員選出(案)について
- ・平成16年度 事業報告、決算、会計監査報告について
- ・平成17年度 事業計画(案)、予算(案)について

第2回 平成18年3月14日（火）

- ・平成17年度 シンポジウムについて
- ・平成17年度 講演会・見学会・講習会及

び研究助成について

- ・平成17年度 予算執行状況
- ・平成18年度 事業(案)、予算(案)について

(2) 事業

ア 講演会の開催

日 時：平成17年7月6日（水）
午後3時30分～5時

会 場：東京都立中央図書館 多目的ホール

テーマ：「ICチップが拓く、
新しい図書館へ…」

講 師：山崎榮三郎氏

(株)内田洋行営業本部IT図書館

プロジェクト部長)

参加者：85名

イ シンポジウムの開催

日 時：平成17年10月13日（木）

午後1時30分～4時30分

会 場：東京都立中央図書館 多目的ホール

テーマ：これからの図書館連携

ーその可能性を探る

講 演：「何のための連携？」

講師：安江明夫氏

(国立国会図書館副館長)

パネルディスカッション

コーディネーター：田村俊作氏

パネリスト：田中善和氏、山本裕之氏、

石野義史氏、大坂進氏

参加者：132名

ウ 見学会及び講習会の開催

①見学会

日 時：平成18年3月8日（水）

場 所：江戸川区立東葛西図書館

参加者：36名（申込者45名）

②講習会

日 時：平成18年3月16日（木）

会 場：国立情報学研究所(学術総合センタービル)

内 容：平成17年4月から正式公開した

GeNiiの紹介と利用体験実習

参加者：35名（申込者38名）

ウ 会報の発行 第85号（平成17年6月）

エ 研修会「みぢかな健康情報サービス

ー図書館の新たな役割ー」（後援）

平成17年9月26日（月）東京都立中央図書館

オ 第7回図書館総合展（後援）

平成17年11月30日（水）～12月2日（金）

パシフィコ横浜 展示ホール

(3) 決算

<収入>

交付金	900,000円
雑収入	6円
繰越金	947,996円
計	1,848,002円

<支出>

会議費	30,622円
事業費	643,627円
事務費	643,718円
予備費	0円
計	1,317,967円

<翌年度繰越額>

収入済額	1,848,002円
支出済額	1,317,967円
差引翌年度繰越額	530,035円

以上の平成17年度事業及び決算報告はすべて承認された。

【予 算】

<収入の部>

(単位:円)

科目	18年度 予算額	17年度 予算額	増 減	説 明
交付金	900,000	900,000	0	日本図書館協会
会費	0	0	0	JLA会員外の会費
雑収入	228,437	10	228,427	東京都公立図書館長協議会から寄付(228,427)預金利息
繰越金	530,035	947,996	△417,961	
計	1,658,472	1,848,006	△189,534	

2 平成18年度事業計画(案)及び予算(案)

【事業計画】

(1) 会の運営

ア 総会 平成18年7月5日(水)

会場:東京都立中央図書館

イ 理事会 年2回開催

(2) 事業

ア 講演会の開催 平成18年7月5日(水)

会場:東京都立中央図書館 多目的ホール

講師:尾城 孝一氏

(国立情報学研究所

開発・事業部コンテンツ課長)

テーマ「機関リポジトリの取り組み

—大学からの学術情報発信支援—

イ 「TLA(東京都図書館協会)の55年」の

編集・刊行

ウ 平成17年度シンポジウム記録の刊行

エ 施設見学会、IT講習会の実施

オ 研究グループ助成 300,000円

カ 会報の発行 第86号(平成18年6月)

キ 第8回図書館総合展(後援)

<支出の部>

(単位:円)

科目	18年度 予算額	17年度 予算額	増 減	説 明
会議費	50,000	50,000	0	総会・理事会資料
事業費	800,000	850,000	△50,000	研究助成、謝礼、会報55年史他
事務費	560,000	710,000	△150,000	総会通知職員費
予備費	248,472	238,006	10,466	
計	1,658,472	1,848,006	△189,534	

以上の平成18年度事業計画及び予算は、原案どおり承認された。

平成18年度総会資料

◎ 平成19年度 事業計画 (案)

I 会の運営

1 総会

日時：平成19年7月13日 (金)

午後2時～3時

会場：都立中央図書館 多目的ホール

2 理事会

第1回 平成19年5月17日 (木)

・平成19・20年度役員選出(案)について

・平成18年度事業報告について

・平成18年度決算について

・平成18年度会計監査報告について

・平成19年度事業計画 (案) について

・平成19年度予算 (案) について

第2回 平成20年3月

・平成20年度事業について ほか

II 事業

1 講演会の開催

日時：平成19年7月13日 (金)

午後3時～4時30分

会場：都立中央図書館 多目的ホール

4 施設見学会の開催

11月頃を予定 場所：未定

5 IT講習会

9月頃を予定 場所：未定

6 研究助成 300,000円

[内訳] 随時的研究 (@10万円を上限とする)

継続的研究 (@5万円を上限とする)

7 会報の発行 第87号 平成19年6月発行

8 平成19年度第93回全国図書館大会(共催)

日時：平成19年10月29日～30日

会場：日比谷公会堂、

国立オリンピック青少年総合センター

9 第9回図書館総合展(後援)

日時：平成19年11月7日～9日

会場：パシフィコ横浜 展示ホール

※ 講演会、講習会、見学会、研究助成等の詳細、及び募集方法等につきましては、日本図書館協会のHP及びメールマガジン、または都立図書館のHPなどでお知らせいたします。

日本図書館協会 (<http://www.jla.or.jp/>)

都立図書館(<http://library.metro.tokyo.jp/15/15930>)

◎ 平成19年度 予算 (案) について

平成19年4月1日～平成20年3月31日

1 収入の部

(単位：円)

科目	19年度予算	18年度予算	増 △減	説明
交付金	900,000	900,000	0	日本図書館協会(JLA)より
会費	0	0	0	JLA会員外の会費
雑収入	600	10	590	預金利息
繰越金	726,900	530,035	196,865	
計	1,627,500	1,430,045	197,455	

2 支出の部

(単位：円)

科 目	19年度予算	18年度予算	増 △減	説 明
1 会議費	70,000	50,000	20,000	
(1) 総会費	40,000	40,000	0	総会資料等
(2) 役員会費	10,000	10,000	0	理事会資料等
(3) 旅費	20,000	0	20,000	
2 事業費	581,000	800,000	△219,000	
(1) 講演会費等	50,000	50,000	0	講師謝礼等
(2) 会報発行費	200,000	400,000	△200,000	会報印刷費用
(3) 研究会費	1,000	20,000	△19,000	
(4) 研究グループ 助成費	300,000	300,000	0	随時的研究 @100,000 継続的研究 @50,000
(5) 見学会費	30,000	30,000	0	見学費用補助 @1,000×30名 30,000
3 事務費	550,000	560,000	△10,000	
(1) 需用費	50,000	50,000	0	事務用消耗品等
(2) 通信運搬費	320,000	320,000	0	総会通知、事業広報
(3) 職員費	160,000	170,000	△10,000	アルバイト賃金 @6,310×25日 157,750
(4) 雑費	20,000	20,000	0	
4 予備費	426,500	20,045	406,455	
計	1,627,500	1,430,045	197,455	

§ TLA会員登録について §

TLAでは会員の申込を受付けております。まだ会員でない図書館の方々に、TLA会員登録について、次のようにお知らせください。

日本図書館協会加入の東京地区会員については、自動的にTLA会員としての登録をいたします。それ以外の方で入会申込の方は会費が必要です。(年会費500円＝普通会员)

入会を申込みされる方は、事務局まで、ご連絡ください。

発行

東京都図書館協会

〒106-8575 東京都港区南麻布5-7-13

都立中央図書館内

TEL 03-3442-8451

